

議案第 27 号

四万十町ケーブルネットワーク条例の一部を改正する条例について

四万十町ケーブルネットワーク条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 3 月 7 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町ケーブルネットワーク条例の一部を改正する条例

四万十町ケーブルネットワーク条例（平成 20 年四万十町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「有線テレビジョン放送法（昭和 47 年法律第 114 号。以下「法」という。）に規定する有線テレビジョン放送施設」を「放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 126 条第 2 項第 2 号及び放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）第 135 条第 2 号イに規定するテレビジョン放送施設」に改める。

第 5 条第 1 号中「有線テレビジョン放送」を「登録有線一般放送」に改める。

第 9 条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項のほか特別の理由により、加入者が放送通信サービスの提供を受ける権利を加入者以外の個人又は法人その他の団体に変更する必要がある場合、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。この場合における手続は町長が別に定める。

第 11 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、法人その他の団体（事業を営む個人を含む。）である加入者が当該団体の事業の都合により一定期間に限り引込工事をする必要がある場合は、当該加入者がその額を負担しなければならない。

第 19 条第 2 項中「利用者が」の次に「2 万円を超えない範囲内で町長が別に定める額を」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、法人その他の団体（事業を営む個人を含む。）である加入者又は利用者の都合により ONU の位置を移転若しくは変更する場合は、当該人がその額（第 11 条第 2 項ただし書の場合を除き、同条第 1 項本文の費用を含め 6 万円を超える場合はその額を限度額とする。）を負担しなければならない。

第 41 条中「法第 17 条において準用する放送法第 3 条の 4」を「放送法第 6 条」に

改める。

附 則

この条例は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。